

## 重要書類

### 登記識別情報通知書（所有権）

#### 登記識別情報通知

登記制度の改正に伴い、従来の登記済権利証に替わって法務局より交付された12桁の暗証番号（登記識別情報）が記録されたものです。お客様の権利を証明する重要な番号です。法務局の発行の際に12桁の暗証番号を記載した部分が隠れるよう、A4サイズの内紙の下部を折り込んでいた状態で発行されます。

登記識別情報は、登記申請の際に、登記名義人であることの証明資料として、法務局に対して提供するための情報です。今後、所有権移転、担保権の設定などを行う場合に必要となります。

登記識別情報が第三者に見られたり、コピーされたりすると、従来の登記済権利証の盗難と同様の悪影響がありますので、厳重に管理、保管する必要があります。秘密保持には、十分ご注意ください。

必要のない限り、登記識別情報通知の目隠し部分は開封しないでください。一度開封すると元に戻すことはできないため、常に読み取りができる状態となってしまいます。

なお、担保設定等司法書士が登記のためにお預かりして開封した場合には、専用の目隠しシールにて再度封印してご返却いたします。（剥がしてしまった場合には速やかに新たな開封シールでシールを貼付してください。シールは弊法人でもご用意致します）。

#### 登記完了証

登記完了後、法務局より申請人に対して発行されたものです。これは単なる通知であり、登記済証や登記識別情報に替わるものではありません。

#### 登記識別情報失効制度のご案内

登記識別情報通知書を紛失、盗難、第三者に盗み見られた、知られてしまった、またはそのおそれがある等の場合に、登記識別情報を失効させる制度があります。但し、この手続きをとると、登記識別情報の再通知は認められません。この場合には、登記申請を担当する司法書士が行う「本人確認情報制度」により、登記申請をすることになります。



司法書士法人 リーガル・ソリューション  
Legal Solution

〒160-0023

東京都新宿区西新宿四丁目11番20号

代表社員 樋口 亨

TEL 03-5333-0624

FAX 03-5333-0625